

4 事業所税のしくみ

納税義務者	広島市内の事業所等で事業を行う法人又は個人（P. 5～6）		
課税標準	資産割	法人	事業年度の末日現在における事業所床面積（P. 8～11） （借家も含みます。）
		個人	前年の12月31日現在における事業所床面積（P. 8～11） （借家も含みます。）
	従業者割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額（P. 11～13）
		個人	前年中に支払われた従業者給与総額（P. 11～13）
税率	資産割	事業所床面積1㎡につき600円（P. 6）	
	従業者割	従業者給与総額の100分の0.25（P. 6）	
免税点 （注1）	資産割	市内の各事業所等に係る事業所床面積（非課税の適用を受ける事業所床面積は除きます。）の合計が1,000㎡以下の場合は課税されません。（P. 6～7）	
	従業者割	市内の各事業所等の従業者数（非課税の適用に係る従業者は除きます。）の合計が100人以下の場合は課税されません。（P. 7～8）	
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2か月以内（P. 18～19）	
	個人	3月15日まで（P. 18～19）（注2）	

- ・ 非課税…………… 公益法人等が収益事業以外の事業の用に供する施設、路外駐車場等の公共性が高く都市機能上必要とされる施設、勤労者の福利厚生施設、消防・防災用設備で一定のものなどは、非課税とされています。（P. 13、22～30）
- ・ 課税標準の特例… 協同組合等が本来の事業の用に供する施設、倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫、公害防止施設、ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設で一定のものなどは、課税標準の特例により税負担が軽減されます。（P. 13、31～37）

（注1）免税点以下で納付すべき事業所税がない場合でも、次の①から③のいずれかに該当する場合は、申告していただく必要があります。（P. 18）

- ① 前事業年度又は前年に納付すべき事業所税額があった場合
- ② 広島市内に所在する各事業所等の事業所床面積（非課税床面積を含む）の合計が800㎡を超える場合
- ③ 広島市内に所在する各事業所等の従業者数（非課税従業者数を含む）の合計が80人を超える場合

（注2）年の中で事業を廃止した場合は当該廃止の日より1月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は4月以内となります。